

に於ける爭議に於て、漸々人團體交渉権を得たのが労働者の要求の中心問題となつてきたが、これに對して資本家側は工場委員制度なるものを認め、労働者の要求を緩和せんとした。この制度は既に一兩年以來極めて多数から我國にも存在し、殊に國有鐵道現業員會は最も著名なるものであつたが、大正十年頃當時頻發した労働爭議の結果として、關西地方を中心に勃然として工場委員會制度が簇生し、大阪工業會は勞資の円満なる協調のため「工場委員會要項」なるものを決定して之の設立を奨励し、東京府工場懇談會は「工場協議會準則」を發表するが、工場委員會或は労働委員會制度は漸々世の注目を受けるに至つた。

斯かる情勢に應じて、本會は大正十年七月八日臨時理

事會を關して労働委員會法案に關して協議の結果、阪谷芳郎氏を委員長に、淡田徳則氏、鎌田榮吉氏、松岡均平氏、四條隆英氏、和田豊治氏及び江木翼氏の諸氏を委員として労働委員會制度に關する小委員會を設け、同九月十六日には右小委員會の報告に基いて理事會に於て決議をなし、同十月十二日には左記の如き「労働委員會法案」として政府へ建議すると同時に、労働委員會規則を作成し關係各方面に配布した。更に、引續いて同十一月十日より三日間に亘り労働委員會に關する協議會を東京に開催し、全國各府縣の有力なる企業家の來會を求めて同問題について意見の交換を行つた。

労働委員會法制定に關する建議案